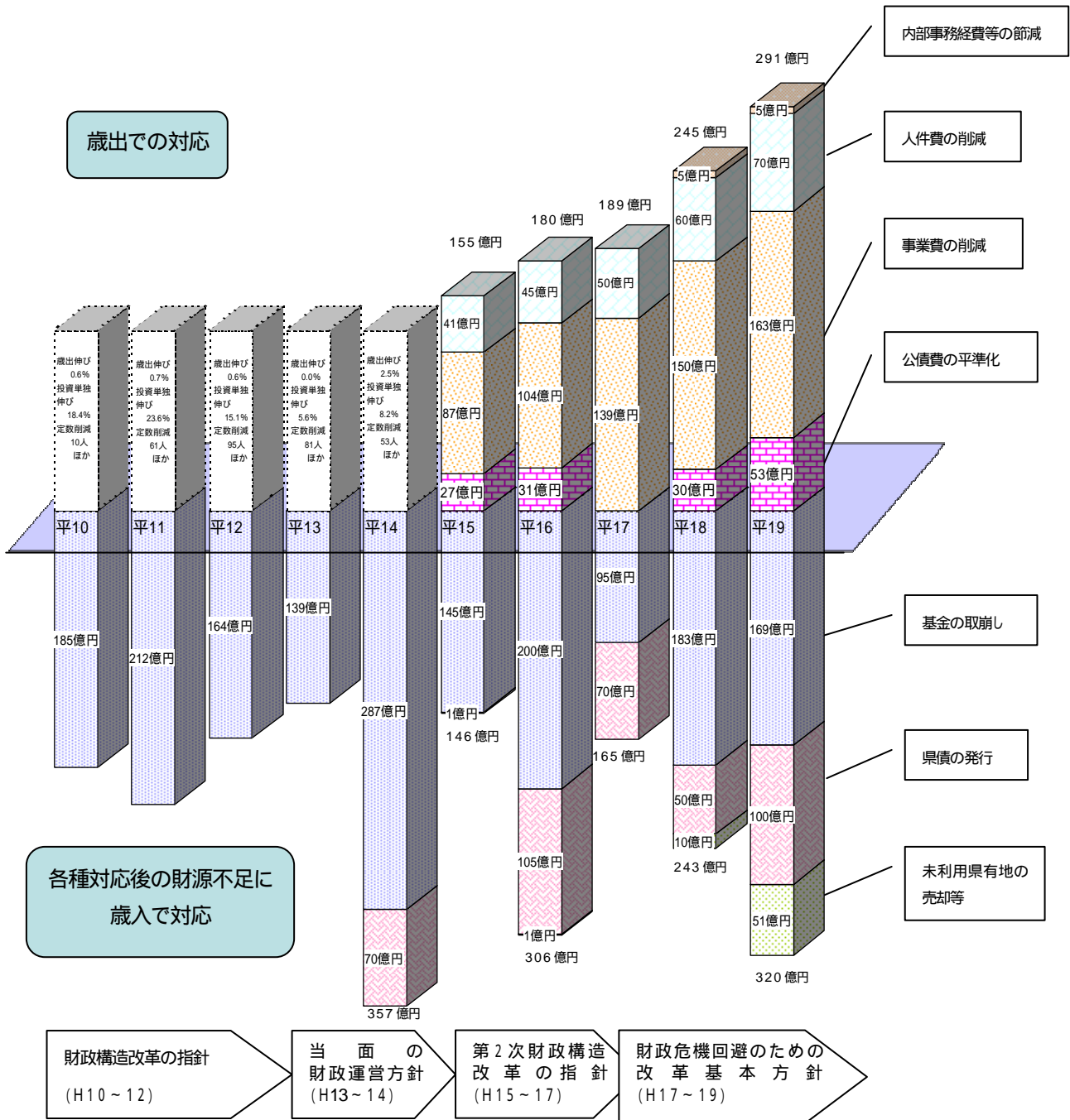


3 財政健全化に向けた取り組み

これまでの取り組み

平成10年度以降、厳しい財政事情を踏まえ、本県では歳出の伸びを抑制する一方、県債や基金に依存しない財務体質を目指して、数次にわたる財政構造改革の取り組みを積極的に進めてきました。

これまでの財政構造改革の取組結果（平成10年度以降の姿）



注 1 歳出での取組額および歳入で対応した財源不足への対応額は、それぞれ当初予算編成時の数字です。

注 2 平成15年度および16年度の歳出削減等に向けた取組額は、平成14年度当初予算額を基準とし、平成17年度以降の取組額は、平成16年度当初予算額を基準としています。

注 3 平成17年度は、「財政危機回避のための改革プログラム」に沿った取組額を示しており、「財政構造改革プログラム」の削減予定分は、含めていません。

滋賀県財政構造改革プログラム～滋賀の未来に向けての財政基盤づくり～

<持続可能な財政基盤の確立に向けて>

本県では、厳しい財政状況に対応するため、これまで数次にわたり行財政改革に取り組んできたところであり、歳出規模を削減するなど一定の成果を上げてきました。

しかしながら、国の「三位一体の改革」により地方交付税が大幅に削減されたことや税源移譲額を上回る国庫補助負担金の額が削減されたこと、さらには「歳出・歳入一体改革」で地方の一般歳出の削減方針が示され、一定好調な業績に支えられた税収動向を加味しても、なお一層地方税と地方交付税を合わせた一般財源総額は抑制基調となり、非常に厳しい財政運営を強いられています。

また、これまでの人口増等に対応した施設整備や生活環境の向上、あるいは産業振興等のための社会基盤整備のほか、各行政分野で本県の特色ある施策や施設の整備を実施してきたことなどにより、県民のくらしの利便性や豊かさは大きく向上しましたが、一方で公債費や施設管理経費という形で財政負担となり、事業の縮小や施策内容の見直し等を行ってはいるものの、財政状況は大変厳しい状況となっています。

こうした中、平成19年度当初予算を基礎として、一定の前提条件の下に、平成20年度から平成22年度までの財政収支見通しを試算したところ、巨額の財源不足が見込まれ、このまま何の手だても講じなければ、財政再建団体への転落は現実のものになってしまう状況であり、本県の財政状況は、まさに「非常事態」ともいべき極めて危機的な状況となっています。

このプログラムは、巨額の財源不足に対応するため、財政収支改善目標を掲げるとともに具体的な取り組みをお示しして、財政危機を回避するための道筋を明らかにするために策定したものです。

「新しい行政改革の方針」を踏まえ、歳入・歳出両面から大胆に取り組めます。

1 歳入確保のための取り組み

- (1) 県税収入の確保
- (2) 県有資産の有効活用や広告収入の確保
- (3) 地方一般財源の確保に向けた取り組み など

2 歳出の見直し

県の担うべき役割等を踏まえ、その必要性や効果性などについて検証し、徹底的な歳出の見直しを行います。

また、事務事業全般について、応益負担の原則を踏まえ、事業に必要となる経費の見直しや受益の内容、受益者の範囲の実態等を考慮しながら、受益者負担のあり方そのものから見直しを行います。

財政危機を回避し、真に自律した財政基盤の構築を目指します。

自律的で持続可能な行財政基盤の確立に向けた改革に常に取り組み、「滋賀県基本構想」に掲げる「人の力を活かす」「自然の力を活かす」「地と知の力を活かす」の3つの戦略に取り組むなかで、滋賀県の素材に磨きをかけ、本来持つ力を引き出していくことが、県政の持続的発展につながる唯一の道筋と考えます。

県民の皆さんには、一定の我慢や負担をお願いするものもありますが、多くの方が実感として感じている生活不安に対して「くらしと生命へのしわ寄せを極力回避する」というセーフティネットを確保するとともに、制度を安定的に維持する、そういう視点から事業の見直しを実施いたしました。

財政の健全化に向けた取り組みに、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

解説

財源不足（一般財源不足額）とは（「滋賀県財政構造改革プログラム」の場合）

平成19年度当初予算を基礎として、一定の前提条件の下に財政収支見通しを試算し、今後見込まれる歳出総額と歳入総額との差を、財源不足額として示しています。

<改革プログラムの推進期間>

平成 20 年度～平成 22 年度

<財政収支改善目標>

(単位：億円)

区 分			20 年度	21 年度	22 年度
一般財源不足額（税等）			421	460	450
対 応	歳 入	歳入の確保	48	5	20
		歳 出	40	45	50
		事業費の削減	130	140	155
差し引き -			203	270	225
対 応	財源対策のための県債発行		108	100	100
	基金の取崩し等		95	170	125

<注> 1 20 年度は当初予算ベースに合わせています。
2 造林公社問題などについては、事業費等が不確定なため、収支試算には見込んでいません。
今後、これらの緊急課題については、適切に対処していきます。

<財政収支改善目標達成のための取り組み>

- (1) 歳入の確保等 見込額 約 73 億円
- 県税等の収入未済額の縮減 滋賀地方税滞納整理機構の設置
 - 県有財産の有効活用（含売却）や広告収入の確保 3 年間で約 73 億円
 - 県税収入の安定的な確保に向けた企業誘致等産業の振興策の適切な実施 計画的に推進
 - ふるさと滋賀を応援してもらうための仕組みづくり 条例の制定
 - 使用料手数料等の見直し 順次見直し
 - 行政サービスに見合う税財源の確保に向けた国に対する強力な要請 強力に要請
- (2) 職員給与等人件費の抑制 縮減見込額 約 50 億円(一般財源ベース、以下同じ。なお、縮減見込額は改革プログラム終了後(平成 22 年度)の見込み数値です。)
- 給与の独自削減 約 30 億円
 - 人員削減 約 20 億円
- (3) 施策・事業の重点化、効率化 縮減見込額 約 155 億円
- 投資的経費の重点化、効率化 約 53 億円
 - 補助金等の削減 約 44 億円
 - 内部事務経費、施設管理費およびその他事務事業費等の削減 約 53 億円
 - 公社、事業団等に対する財政支出の削減等 約 5 億円

<将来にも安定的で持続可能な財政基盤の確立に向けた取り組み>

- (1) さらなる改革
- 自主財源の確保
 - 維持管理経費等の固定経費の削減
- (2) 滋賀の未来に向けての財政基盤づくり
- 改革プログラムを着実に実行するとともに、毎年度の予算編成や執行の中で、歳入と歳出の両面で一層の努力を行います。

解説

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化および財政の再生ならびに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、策定された計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的とし、平成19年6月に公布されました。

財政の健全性に関する比率（健全化判断比率）

- 実質赤字比率（一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率）
- 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- 実質公債費比率（公営企業等を含めた一般会計等の元利償還金負担の標準財政規模に対する比率）
- 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率）

財政健全化計画の策定等

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を、また、再生判断比率（健全化判断比率のうち～）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

財政健全化計画・財政再生計画は議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとなっています。

このほか、必要に応じた国の勧告や、財政再生基準以上である地方公共団体の地方債の起債の制限などが定められています。

公営企業についても、公営企業ごとの資金不足比率が、経営健全化基準以上となった場合は、上記に準じ経営健全化計画を定め、経営健全化に取り組むこととなっています。

健全化判断比率の公表は、平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務づけ等は平成20年度決算から適用されます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

